

## 記

【厚生労働省ホームページ】

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000099121\\_00005.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000099121_00005.html)

上記ホームページの対象物質の一覧

・皮膚等障害化学物質（労働安全衛生規則第 594 条の 2 及び特別規則に基づく不浸透性の保護具等の使用義務物質リスト（令和 9 年 4 月 1 日適用分）

## 令和9年4月1日から適用となる皮膚吸収性有害物質一覧

No.	CAS RN	化学物質名称 (国によるGHS分類の名称)
1	3691-35-8	2- (フェニルパラクロルフェニルアセチル) -1, 3-イン ダンジオン (別名: クロロファシノン)
2	107-12-0	プロパンニトリル
3	50-78-2	アセチルサリチル酸
4	60-12-8	ベータ-フェニルエチルアルコール (別名: フェネチル アルコール)
5	532-32-1	安息香酸ナトリウム
6	3033-62-3	ビス (2-ジメチルアミノエチル) エーテル
7	111-77-3	2- (2-メトキシエトキシ) エタノール (別名: ジエチレ ングリコールモノメチルエーテル)
8	121-45-9	亜りん酸トリメチル
9	106-50-3	p-フェニレンジアミン
10	102-71-6	トリエタノールアミン
11	64-67-5	硫酸ジエチル
12	65996-93-2	高温コールターールピッチ
13	70-25-7	N-メチル-N'-ニトロ-N-ニトロソグアニジン
14	684-93-5	N-メチル-N-ニトロソ尿素
15	759-73-9	N-エチル-N-ニトロソ尿素
16	96-13-9	2, 3-ジブromo-1-プロパノール